メイク落とし１個。20．はさみ２本。21．リップクリーム１個。22．カチューシャ１個。23．サングラス１個。24．冊子１冊。25．綿棒１個。26．ショルダーバッグ１個。27．軍手１組。28．ビニールテープ１個。29．小銭入れ１個。30．ニット帽２個。31．キャスケット１個。32．チューリップハット２個。33．ハンチング帽１個。34．スーツ上下１着。35．ワイシャツ２着。36．ジャケット５着。37．スラックス３着。38．ベスト２着。39．長袖シャツ２着。40．Ｔシャツ１着。41．ジャンパー２着。42．トランクス２着。43．ぬいぐるみ１個。44．手袋１双。45．帽子２個。46．ボストンバッグ（携帯電話機、メモ帳、靴、衣類在中）１個。47．ＤＶＤプレーヤー１台

徳島地方検察庁検察官

平成21年検第101462号住居侵入被告事件（平成21年領第352号）　１．商品券87枚

松山地方検察庁今治支部検察官

平成22年検第100467号窃盗被告事件（平成21年領第28号）　１．デジタルカメラ２個。２．ゲームソフト１個。３．電卓１個。４．サングラス11個。５．メガネケース２個。６．レンズ拭き１個。７．財布10個。８．現金４円。９．長財布３個。10．切手１枚。11．小銭入れ26個。12．カードケース８個。13．テレフォンカード２枚。14．ポーチ８個。15．裁縫セット１個。16．工具セット１個。17．身だしなみセット１個。18．カメラケース１個。19．タバコケース１個。20．巾着袋３個

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を農林水産省経営局長に提出されたい。

平成22年４月19日

農林水産大臣　赤松　広隆

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
北海道函館市東山２丁目72番11 畑　424㎡	酒谷　恕一 函館市旅篭町46番地	現況：道路
北海道礼文郡礼文町大字船泊村字ヲショーンナイ370番１ 畑　405㎡	秋田勝太郎 住所不詳	現況：北海道所管防雪柵設置敷地
北海道利尻郡利尻町沓形字神居64番１ 畑　36㎡	金田　千代 住所不詳	現況：北海道所管道路
北海道利尻郡利尻町沓形字神居64番３ 雑種地　1,612㎡		
北海道利尻郡利尻町沓形字神居64番７ 雑種地　71㎡		現況：北海道所管道路

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を東北農政局長に提出されたい。

平成22年４月19日

農林水産大臣　赤松　広隆

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所
宮城県仙台市泉区古内字七北田川添７番３ 原野　486㎡	伊藤　久吉 宮城県宮城郡七北田村古内 伊藤次郎八 住所不詳 伊藤伊右エ門 住所不詳 伊藤今朝五郎 住所不詳 伊藤　平作 住所不詳 佐々木勘左エ門 住所不詳 佐々木伊左エ門 住所不詳 石川　**桑**藏 住所不詳 石川　**襲**治 住所不詳 氏名不詳 住所不詳 古内　金吾 住所不詳 石川清次郎 住所不詳 菅原　仁平 住所不詳 沖　恵次郎 住所不詳
福島県大沼郡会津美里町佐賀瀬川字峯山1899番 山林　17,163㎡	斉藤彡喜馬 福島県大沼郡新鶴村大字佐賀瀬川 斉藤要太郎 住所不詳 斉藤豊三郎 住所不詳 平山巳之吉 住所不詳
山形県西置賜郡白鷹町大字中山字並松下2631番43 山林　239㎡	竹田　嘉新 山形県西置賜郡白鷹村大字中山525番地
秋田県湯沢市下院内字山口158番 雑種地　6,146㎡	金子　富藏 秋田県雄勝郡院内町下院内57番地
岩手県奥州市江刺区伊手字深持165番３ 山林　935㎡	伊藤　**龍**藏 岩手県江刺郡伊手村字小迎41番地

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を関東農政局長に提出されたい。

平成22年４月19日

農林水産大臣　赤松　広隆

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
栃木県佐野市豊代町字堂ノ前1303番４ 田　33㎡	蓼沼　義弘 栃木県安蘇郡常盤村大字豊代925番地	現況：自動車テストコース（貸付相手方：富士重工業株式会社）
栃木県宇都宮市下反町町701番３ 田　35㎡ 栃木県宇都宮市中島町305番４ 田　32㎡	篠原友右衛門 宇都宮市博労町631番地	公共利用計画有り
栃木県宇都宮市中島町316番６ 田　14㎡	山崎三郎平 宇都宮市上御田町31番地１	